

○中野委員長 これより、議会運営委員会を開会させていただきます。

本日は、全員の出席でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○中野委員長 再開させていただきます。

なお、無所属安田議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

それでは、協議事項の1点目、令和6年第1回定例会の運営についてでございます。

協議事項に入る前に、令和5年12月18日の議会運営委員会での協議におきまして、議席の一部を変更することを決定していることから、2月20日の本会議開会時においては、関係する議員は、変更後の議席に着席することとさせていただきますので、御承知おき願いたいと思います。また、会派所属議員にもその旨周知をお願いしたいというふうに思います。

それでは、(1)市長提出議案のうち配付済みのものについて、理事者からそれぞれ説明をお願いいたします。

○和田総務部長 令和6年第1回定例市議会を2月20日開会ということで、昨日、招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決案件として、令和5年度各会計補正予算が9会計、令和6年度各会計予算が11会計、条例の制定が39件、損害賠償の額を定めることが2件、指定管理者の指定が12件、包括外部監査契約の締結、市道路線の廃止及び認定が各1件並びに報告案件が3件の合わせて79件でございます。

議案第1号から議案第9号までの令和5年度各会計補正予算及び議案第28号から議案第38号までの令和6年度各会計予算につきましては、後ほど総合政策部長から御説明をさせていただきます。

議案第10号から議案第13号までにつきましては、いずれも条例の制定についてでございます。

議案第10号につきましては、組織機構の効率化等を図るため、組織機構の再編を行うとともに、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第11号につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、広域交付戸籍及び戸籍電子証明書に係る交付手数料を新設するとともに、指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料を廃止し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整備するほか、建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存建築物の接道義務及び道路内建築制限に関する適用除外の特例認定に係る申請手数料を新設しようとするものでございます。

議案第12号につきましては、農業の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするものでございます。

議案第13号につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、管理不全空家等が新設され、空家等に関する報告徴収規定が追加されたことに伴う規定のほか、引用条項を整備しようとするものでございます。

議案第14号及び議案第15号につきましては、いずれも損害賠償の額を定めることについてでございます。議案第14号につきましては、交通事故による損害賠償として、210万8千707円を相手方に賠償しようとするものでございます。議案第15号につきましては、旭川市末広公民館講堂内における卓球台が倒れたことに伴う人身事故による損害賠償として、502万円を相手方に賠償しようとするものでございます。

議案第16号から議案第27号までにつきましては、いずれも指定管理者の指定についてでございます。議案第16号は、旭川市緑が丘地域活動センターの指定管理者に一般社団法人旭川緑が丘スポーツクラブを、議案第17号は、旭川市総合体育館の指定管理者に公益財団法人旭川市スポーツ協会を、議案第18号は、都市公園のうち、総合公園及び運動公園の指定管理者に公益財団法人旭川市公園緑地協会を、議案第19号及び議案第20号は、都市公園のうち、運動公園、街区公園、近隣公園、地区公園及び都市緑地の指定管理者に株式会社旭川公園管理センターを、議案第21号は、都市公園のうち、近隣公園、地区公園、特殊公園及び都市緑地の指定管理者に、議案第22号は、都市公園のうち、都市緑地の指定管理者に、いずれも公益財団法人旭川市公園緑地協会を、議案第23号は、都市公園のうち、運動公園、近隣公園及び都市緑地の指定管理者にグリーンテックス株式会社を、議案第24号は、都市公園のうち、都市緑地の指定管理者に特定非営利活動法人もりねっと北海道を、議案第25号は、都市公園のうち、運動公園、地区公園及び都市緑地の指定管理者にあさひかわ北彩都ガーデン等グループ共同事業体を、議案第26号は、旭川市春光台公民館の指定管理者に旭川市春光台公民館運営理事会を、議案第27号は、井上靖記念館の指定管理者に特定非営利活動法人旭川文学資料友の会を、それぞれ指定し、いずれも令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、その管理を行わせようとするものでございます。

議案第39号から議案第73号までにつきましては、いずれも条例の制定についてでございます。議案第39号と、5つ飛びまして、議案第45号から議案第53号まで、2つ飛びまして、議案第56号から議案第62号まで、1つ飛びまして、議案第64号から議案第66号まで、3つ飛びまして、議案第70号につきましては、介護サービス事業、障害福祉サービス事業等に関する基準を定める関係省令等の一部改正等に伴いまして、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案番号を戻りまして、議案第40号につきましては、旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止しようとするものでございます。

議案第41号につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整備しようとするものでございます。

議案第42号につきましては、消防法施行令の一部改正に伴い、建築基準法における特定主要構造部の新設に伴う規定を整備しようとするものでございます。

議案第43号につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可に係る手数料を改定するほか、手数料の免除に関する

規定を整備しようとするものでございます。

議案第44号につきましては、印鑑登録証明の申請に係る規定の整備をするほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第54号につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、退職被保険者等の経過措置等に係る規定の整備をするるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額及び保険料の軽減基準の算定に係る基準を引き上げようとするほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第55号につきましては、令和6年度から令和8年度までの保険料率、基準所得金額及び保険料率の算定に関する基準の特例に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第63号につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の不適正飼養者に対する立入り検査等の権限が北海道から本市に移譲されることに伴い、動物愛護管理員及び動物愛護指導員に係る規定を整備するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第67号につきましては、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、特定主要構造部の新設に伴う基準の緩和及び建築副主事の新設に伴う認定等に係る規定を整備するとともに、既存建築物の接道義務及び道路内建築制限に関する適用除外の特例認定に係る手続規定を追加するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第68号につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、占用料を整備しようとするものでございます。

議案第69号につきましては、水道法の一部改正に伴い、水道の整備及び管理に係る事務に関する権限の一部が、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴う規定を整備するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第71号につきましては、旭川市立雨紛保育所を廃止しようとするものでございます。

議案第72号につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項を整備しようとするものでございます。

議案第73号につきましては、旭川市いじめ防止等連絡協議会の庶務を担当する部を、学校教育部からいじめ防止対策推進部に変更しようとするものでございます。

議案第74号につきましては、包括外部監査契約の締結でございまして、1千200万円を上限とする金額で、前田敬洋氏と契約を締結しようとするものでございます。

議案第75号及び議案第76号につきましては、市道路線について、1路線を廃止し、3路線を認定しようとするものでございます。

報告第1号につきましては、交通事故による損害賠償の額を定めることについてでございまして、整理番号1につきましては、20万8千967円を1月19日に、整理番号2につきましては、47万8千632円を1月29日に、損害賠償の額として、それぞれ専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第2号につきましては、市営住宅の明渡し並びに滞納している家賃及び明渡し期限の翌日から明渡し済みまでの損害金の支払い等を求める訴えの提起についてでございまして、当該市営住宅の家賃を滞納している相手方に対する訴えの提起について、1月24日に専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第3号につきましては、変更契約の締結でございまして、整理番号1につきましては、（仮称）旭川市リサイクルセンター（B）新築工事の契約金額を7億1千719万3千717円から7億1千819万1千174円に、整理番号2につきましては、（仮称）旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事の契約金額を2億4千304万6千886円から2億4千340万3千613円に、それぞれ増額することについて、いずれも1月16日に専決処分をさせていただいたものでございます。

最後に、先議についてのお願いでございます。議案第10号から議案第13号までの条例の制定、議案第14号及び議案第15号までの損害賠償の額を定めること並びに議案第16号から議案第27号までの指定管理者の指定につきましては、事前の準備作業がありますことから、その取扱いにつきましては、議案第1号から議案第9号までの令和5年度各会計補正予算と併せまして、御先議くださいますようお願いを申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○熊谷総合政策部長** 初めに、議案第1号から議案第9号までの令和5年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

まず、1ページを御覧ください。議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ120億6千106万5千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛びまして、23ページから32ページまでの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、23ページの2款総務費では、国際交流活動基金積立金など13事業で5億1千387万5千円、24ページの3款民生費では、社会福祉事業基金積立金など45事業で32億1千771万7千円、ページ飛んで、27ページの4款衛生費では、母子保健衛生費国庫補助金償還金など20事業で12億748万8千円、ページ飛んで、29ページの6款農林水産業費では、スマート農業・省力化技術導入支援費など6事業で5千162万3千円、7款商工費では、デザイン振興基金積立金など4事業で1千610万7千円、8款土木費では、人や街にやさしいあかり環境推進費など9事業で6億7千448万3千円、30ページの9款消防費では、総合防災センター管理費など2事業で928万2千円、31ページの10款教育費では、給食施設整備費など23事業で60億1千381万3千円、32ページの13款職員費では、給料及び諸手当で3億5千667万7千円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、ページ戻っていただき、17ページから22ページまでの歳入にお示しいたしておりますように、17ページの7款地方交付税で8億8千395万1千円、17款国庫支出金で33億1千700万1千円、19ページの18款道支出金で2億1千686万2千円、20ページの19款財産収入で21万9千円、20款寄附金で3億3千78万4千円、21ページの21款繰入金で19億1千905万1千円、22款繰越金で7億2千407万7千円、23款諸収入で325万1千円、24款市債で46億6千586万9千円をそれぞれ追加するものでございます。

ページ戻っていただきまして、3ページ下段から5ページ上段までの第2表、繰越明許費補正では、中心市街地活性化推進費など31件を繰越明許費として追加するものでございます。

5ページ下段から7ページまでの第3表、債務負担行為補正では、侵入警戒センサー整備工事費など26の事項について、債務負担行為を追加し、旭川市障害者総合相談支援センター運営業務委託料など5つの事項について、限度額または期間の変更を行うものでございます。

8ページの第4表、地方債補正では、水道事業会計出資債を追加し、道路橋りょう整備事業など5件の限度額を変更するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。議案第2号、令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6千32万2千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んでいただき、42ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、2款保険給付費では、一般被保険者高額療養費など2事業で1億4千743万円、6款保健事業費では、特定健康診査等事業費で1千289万2千円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、41ページの歳入にお示しいたしておりますように、3款道支出金で1億5千372万6千円、5款繰入金で659万6千円をそれぞれ追加するものでございます。また、ページ戻っていただき、10ページの第2表、債務負担行為補正では、SMS送信サービス利用料について債務負担行為を追加するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。議案第3号、令和5年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5千470万4千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んでいただき、44ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費の旭山動物園施設整備基金積立金で2億5千470万4千円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、4款寄附金で同額を追加するものでございます。また、ページ戻っていただき、12ページの第2表、債務負担行為では、園内管理及び案内業務委託料など3つの事項について債務負担行為を設定するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。議案第4号、令和5年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万7千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、再びページ飛んでいただき、46ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款事業費に、公共駐車場運営費で162万7千円を追加するものであります。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、4款繰入金で1千20万円を追加し、1款事業収入で857万3千円を減額するものでございます。また、ページ戻っていただき、13ページ下段の第2表、債務負担行為では、旭川駅前広場駐車場運営業務委託料について債務負担行為を設定するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。議案第5号、令和5年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ371万2千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、再びページ飛んでいただき、48ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款育英費の育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金で371万2千円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、ページ戻って、15ページを御覧ください。議案第6号、令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億4千918万3千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んでいただき、51ページから52ページまでの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、2款保険給付費では、居宅介護サービス給付費など2事業で5億739万3千円、52ページの3款地域支援事業費では、介護

予防・生活支援サービス事業費など3事業で4千179万円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、49ページから50ページまでの歳入にお示しいたしておりますように、2款国庫支出金で1億4千940万8千円、3款支払基金交付金で1億4千587万7千円、4款道支出金で6千924万8千円、6款繰入金で1億8千465万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、議案第7号、令和5年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、55ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的収入で6億3千523万円、資本的支出で6億3千524万4千円をそれぞれ追加するものでございます。

また、53ページの債務負担行為では、給水装置等管理業務委託料など4つの事項について債務負担行為を追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

次に、議案第8号、令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、59ページの実施計画にお示しいたしておりますように、下水道事業収益で14万円、下水道事業費用で1千368万6千円をそれぞれ減額し、資本的収入で3億8千66万1千円、資本的支出で4億1千100万円をそれぞれ追加するものでございます。

また、58ページの債務負担行為では、下水道事業維持管理業務委託料など3つの事項について債務負担行為を追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

最後に、議案第9号、令和5年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、63ページの実施計画にお示しいたしておりますように、病院事業収益で1億464万円、病院事業費用で1千519万4千円、資本的収入で128万5千円をそれぞれ追加するものでございます。

また、62ページの債務負担行為では、令和6年度分医療廃棄物運搬及び処分業務等委託料など3つの事項について債務負担行為を追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

続きまして、議案第28号から議案第38号までの令和6年度各会計予算について、一括して御説明申し上げます。

令和6年度各会計予算書の最初のページの総括表を御覧ください。

まず、一般会計の当初予算額でございますが、1千715億7千万円で、前年度当初予算と比較して1.4%の増となっております。一般会計につきましては、歳入歳出予算のほか、債務負担行為が新規36件、変更2件、地方債については25件をそれぞれ定めようとするものでございます。また、一時借入金の最高額については、200億円にしようとするものでございます。

次に、特別会計につきましては、企業会計を含め、国民健康保険事業など10会計の合計で1千264億5千987万6千円で、2.2%の増となっております。各特別会計につきましては、歳入歳出予算のほか、介護保険事業で債務負担行為を定めようとするものでございます。

また、水道事業、下水道事業、病院事業の各企業会計につきましては、業務の予定量など関係条文も併せて定めようとするものでございます。

最後に、総括表の一番下になりますが、一般会計と特別会計を合わせた合計では、2千980億2千987万6千円で1.7%の増となったところでございます。

令和6年度各会計予算の概要でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○中野委員長** ただいま、理事者からそれぞれ説明がございました。ここで、特に、各委員から発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**○中野委員長** それでは、説明を受けたということにとどめたいと思います。

次に、協議事項の(2)追加提出予定のものについて、理事者から説明をお願いいたします。

**○和田総務部長** 追加を予定しております議案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任及び人権擁護委員の推薦の2件でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、穴口昭三氏、石田純枝氏、岡崎幸治氏、高波澄子氏の4名の方々が、本年4月13日をもってそれぞれ任期満了となることによるもの、また、人権擁護委員の推薦につきましては、荒木関栄氏、川西康夫氏、戸嶋千里氏、水口正博氏の4名の方々が、本年9月30日をもってそれぞれ任期満了となることによるもの及び谷川英俊氏が令和5年8月28日に御逝去をされたことによるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○中野委員長** ただいま、追加提出予定のものについて理事者から説明がございました。ここで、特に、各委員から発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

**○中野委員長** それでは、従来どおり各派会長会議で協議すること及び本会議直接審議とし、会期末の本会議で扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○中野委員長** それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、協議事項の(3)議会提出議案についてであります。アの請願・陳情議案の委員会付託について、イの請願・陳情議案の審査結果報告について、ウの旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、それぞれ事務局から説明をお願いいたします。

**○林上議会事務局次長** アの請願・陳情議案の委員会付託についてであります。2月8日現在、陳情を2件受理しております。陳情第3号の旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例の改正を求めることについて及び陳情第4号の旭川市いじめ防止基本方針と旭川市いじめ防止対策推進条例の改正を求めることについてにつきましては、いずれも子育て文教常任委員会に付託になろうかと思っております。御了承いただければ、2月20日の本会議で、その手続を取ることとなります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告につきましては、現在のところ、結論の出たものはございませんが、今後、結論が出た場合は、取扱いの時期等につきまして、改めて御協議いただきたいと思っております。

次に、ウの旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についての審議の推移を見ながら、改めて取扱いを御協議いただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○中野委員長 まず、ア及びイについてであります。事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのとおり扱うこととさせていただきます。

次に、ウについては、代表者会議で協議の上、改めて議会運営委員会で扱うこととさせていただきます。次は、エについては、代表者会議で協議の上、改めて議会運営委員会で扱うこととさせていただきます。次は、オについては、代表者会議で協議の上、改めて議会運営委員会で扱うこととさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのとおり扱うこととさせていただきます。

次に、エの議員行政調査派遣についてであります。令和6年度の議員行政視察の実施分につきましては、今定例会中に議員派遣の議決が必要であります。委員会提出として議案化し、最終の議会運営委員会で扱うこととさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、オの意見書・決議案についてであります。事前に、民主連合から4件、共産から3件、合計7件の提案があったので、文案を配付させていただいております。これ以外に提案予定の会派はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、調整につきましては、従来どおり代表者会議で行うこととさせていただきます。

次に、(4)議案の審議方法についてでございます。アの令和6年度各会計予算と関連議案及び単独議案についてであります。こちらは、特別委員会付託ということになります。付託議案につきましては、議案第28号ないし議案第74号の以上47件、名称につきましては、予算等審査特別委員会、構成は、議長を除く全議員33名ということになります。正副委員長についてでございますが、各会派及び無所属に、正副委員長の希望についてお伺いをしていきたいと思っております。

○高橋ひでとし委員(自民会議) 相談に応じます。

○塩尻委員(民主連合) 相談に乗りたいと思っております。

○高花委員(公明党) 相談に乗れません。

○石川厚子委員(共産) 希望しません。

○上野委員(無党派G) 希望いたしません。

○横山委員外議員(無所属) 希望しません。

○中野委員長 それでは、ただいま、自民会議、民主連合から相談に応じるという御発言がありましたので、両会派で調整をお願いしたいというふうに思います。届出の時期につきましては、日程のところで確認をさせていただきます。設置の時期につきましては、同じく日程のところで確認をさせていただきます。分科会の設置数は2分科会とさせていただきます。分科会の名称については、総務経済建設分科会、民生子育て文教分科会とさせていただきます。分科会の構成について、総務経済建設分科会は、総務、経済建設両常任委員会委員、民生子育て文教分科会は、民生、子育て文教両常任委員会委員とさせていただきます。ただし、予算等審査特別委員会委員長は除くこととさせていただきます。次に、分科会正副委員長について、各常任委員会正副委員長の輪番制でございますが、今回は、経済建設、子育て文教両常任委員会の正副委員長とさせていただきます。



す。分科会審査分担事項については、各常任委員会所管別とし、別紙、分担一覧のとおりとさせていただきます。なお、一般会計予算につきましては、後日の議会運営委員会で協議することとさせていただきます。次に、特別委員会及び分科会の審査日程についてであります。これにつきましても、日程のところで確認をさせていただきます。次に、特別委員会及び分科会の開催場所について、予算等審査特別委員会は議場、総務経済建設分科会は第1委員会室、民生子育て文教分科会は第2委員会室とさせていただきます。それぞれよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、イの令和5年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案についてであります。議案第1号ないし議案第27号の以上27件につきまして、本会議直接審議または特別委員会付託のどちらにするか、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきます。お願いします。

○高橋ひでとし委員(自民会議) 特別委員会付託が好ましいと思います。

○塩尻委員(民主連合) 特別委員会を設置しなくてもいいかと思うんですけども、ほかの会派に合わせたいと思います。

○高花委員(公明党) 特別委員会設置でいいかと思えます。

○石川厚子委員(共産) 特別委員会設置が望ましいと思えます。

○上野委員(無党派G) 特別委員会設置が望ましいと思えます。

○横山委員外議員(無所属) 皆さんの御意見に合わせたいと思えます。

○中野委員長 それでは、無所属安田議員からも特別委員会設置でよいということをお伺いしていますので、今回は特別委員会設置というふうになるかと思えます。それでは、特別委員会付託となりましたので、付託議案については、議案第1号ないし議案第27号の以上27件とさせていただきます。なお、付託議案以外の議案第75号、議案第76号及び報告第1号ないし報告第3号の以上5件につきましては、本会議直接審議とさせていただきます。また、報告第1号ないし報告第3号の以上3件につきましては、従来どおり補正予算等審議の本会議で扱うこととさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。名称については、補正予算等審査特別委員会とさせていただきます。構成について、委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、全体で15名という内容になるかと思えます。内訳についてであります。自民会議5名、民主連合4名、公明党2名、共産2名、無党派G1名、無所属1名というふうになります。正副委員長について、各会派及び無所属に希望をお伺いしていきたいというふうに思えます。

○高橋ひでとし委員(自民会議) 相談に応じます。

○塩尻委員(民主連合) 相談に乗りたいと思えます。

○高花委員(公明党) 相談に乗れません。

○石川厚子委員(共産) 希望しません。

○上野委員（無党派G） 希望しません。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○中野委員長 それでは、ただいま、自民会議、民主連合から相談に応じるという御発言がございましたので、自民会議、民主連合において調整をお願いしたいというふうに思います。届出は、委員名の届出と同時とさせていただきたいと思います。次に、委員名の届出について、これにつきましては、日程のところで確認をさせていただきます。設置の時期につきましても、同じく日程のところで確認をさせていただきます。委員会の場所についてであります。今後、基本的に補正等の特別委員会第1委員会室を使用することとさせていただきますが、今回は、諸般の事情により第2委員会室を使用することとなりますので、御承知おき願いたいというふうに思います。以上の内容、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

（5）に移りたいと思います。代表質問についてでございます。時期について、これにつきましても日程のところで確認をさせていただきます。通告についても、同じく日程のところで確認をさせていただきます。時間は、質問のみ40分というふうになります。回数は、1回となります。人数は、各党派1名、合計5名というふうになります。1日目3人、2日目2人とし、1日目は午前1人、午後2人というふうになろうかと思っております。2日目は午前と午後1人ずつというふうになろうかと思っておりますが、そのように扱うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。順序については、大会派順というふうにさせていただきます。場所は、演壇となります。

それでは、（6）大綱質疑についてでございます。この大綱質疑については、予算等審査特別委員会付託議案に関わる大綱質疑になりますので、御承知おき願いたいと思います。まず、時期については、日程のところで確認をさせていただきます。通告につきましても、同じく日程のところで確認をさせていただきます。時間は、質疑のみ25分というふうになります。回数は、3回以内となります。人数について、各党派及び無所属にお伺いをしていきたいと思っております。

○高橋ひでとし委員（自民会議） ゼロから1人です。

○塩尻委員（民主連合） ゼロから1人をお願いします。

○高花委員（公明党） ゼロでお願いいたします。

○石川厚子委員（共産） 1人をお願いします。

○上野委員（無党派G） ゼロから1人をお願いします。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○中野委員長 無所属安田議員からは、ゼロから1人というふうにお伺いしているところであります。それでは、大綱質疑につきましては、1名から5名というふうになろうかと思っております。順序については、正副議長、議会運営委員会正副委員長立会いの上、抽せんとなります。場所につきましては、質疑質問席となりますので御承知おき願いたいと思います。

それでは、（7）会期と日程について、まず、正副委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、事務局から日程案を配付させていただきます。

(日程案配付)

○中野委員長 まず、2月13日に告示がされました。開会は2月20日火曜日、閉会は3月25日月曜日、通算35日間というふうに考えております。2月20日、本会議を開会し、本会議終了後、ただいま決定したとおり補正予算等審査特別委員会の開会というふうになります。引き続き、21日、22日に補正予算等特別委員会を開催し、質疑を行い、22日に取りまとめという運びになります。2月26日の本会議において、補正予算等の審議、また、市政方針、教育行政方針、新年度予算等の提案説明を受けることとなります。その後、27日正午に代表質問の通告締切り、28日正午に大綱質疑の通告締切り、29日正午に予算等審査特別委員会正副委員長の届出というふうになります。3月1日に代表質問1日目、土日は休会し、2日目の代表質問を3月4日月曜日、そして、3月5日に大綱質疑、その後、予算等審査特別委員会及び2分科会の設置になるかというふうに思います。6日、7日の2日間を休会しまして、8日金曜日に予算等審査特別委員会分科会での質疑が始まるというふうになります。その後、15日まで分科会を開催し、土日を挟んで、分科会の最終日が3月18日となります。21日は、予算等審査特別委員会の総括質疑及び取りまとめというふうになります。22日は事務整理日、25日に本会議を開いて、閉会というふうになります。また、今回の大綱質疑については、ただいま皆様から聞き取りをしたとおり、5名というふうになりました。従来、大綱質疑の日程は2日間設けているところではございますが、1日間で消化できる人数かなというふうに思っていることと、今回の補正予算等審査特別委員会からインターネット中継が始まる場所であり、分科会についてもインターネット中継がいよいよ始まる場所でございます。十分な準備期間を設ける必要があるというふうに思っており、また、質疑時間についてもしっかりと消化していく必要があるかというふうに思っております。従来、質疑時間が余って、最終日などで時間調整をして、午前中1人で質疑を終えてしまうというようなこともありましたので、そういったことについても対応するために、今回は、質疑が始まる分科会の前に2日間の休会日を設けさせていただいたところでございます。このような日程案でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきたいと思っております。

それでは、協議事項の2その他であります。

(1) 令和6年度議会費予算についてであります。今定例会に提出されている議会費に係る予算について、事務局から説明させたいと思っております。

○酒井議会事務局長 今定例会に、議会費の令和6年度当初予算案が提出されておりますので、概要について説明をいたしたいと思っております。本日、資料を配付しておりますので御覧いただきたいと思っております。

内容といたしましては、資料の令和6年度議会費予算総括表にありますように、議会費総体で令和5年度と比較し9万1千円減の4億6千612万5千円を計上しており、前年度比99.98%と、ほぼ同額の予算案となっております。主な増減要素ですが、まず、経常費では、管理費の報酬で、議員報酬の月額及び期末手当の支給割合の増等により1千16万1千円を増額した一方、共済費で、市議会議員共済会の負担金率が2.2%引き下げられたことによる466万8千円の減、委託料で、新庁舎議会フロアのインターネット導入委託が完了したことによる減等により495万2

千円の減額がございます。また、運営費では、旅費で、隔年実施しております常任委員会行政視察の減等により550万6千円、需用費で、隔年発行しております市政のあらまし（施設編）の作成等の減により247万5千円を減額しているところであります。次に、臨時費ですが、インターネット議会中継費で、委員会中継の費用の増等により189万3千円を増額したところであります。

概要の説明は以上でございます。

**○中野委員長** ただいま、事務局長から説明がございました。説明のとおりとなっておりますので、御承知おき願いたいというふうに思います。

次に、（2）本会議における退席についてでございます。本会議において退席する場合、旧議場では、つい立て裏で待機することとしていたところでございますが、新議場は旧議場よりも議員席からつい立て裏までの距離が長いことや、議席によっては傍聴席の前を通る必要があることから、令和5年第4回定例会では暫定的に議員席後方2か所の出入口から退席することとしていたところでございます。暫定的運用の結果、特段問題がなかったことから、今後は当該扱いのとおりとしてはどうかというふうに考えているところでございますが、そのとおり扱うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**○中野委員長** それでは、第1回定例会からそのように扱うこととさせていただきます。なお、その際には、議会事務局職員が待機し、誘導するので、退席時の参考としていただきたいというふうに思っております。

次に、（3）委員会のインターネット中継・配信についてでございます。令和5年6月15日の議会運営委員会におきまして、委員会のインターネット中継・配信について、実施する委員会は議案審査特別委員会、実施時期は委員会室の機材の整備が必要であることから早くして令和6年第1回定例会からとしていたところでございます。このたび、委員会室の機材の整備が終わったことから、2月20日に設置予定の補正予算等審査特別委員会から実施が可能となったのでお知らせをさせていただきたいというふうに思います。つきましては、今定例会においては、補正予算等審査特別委員会及び予算等審査特別委員会におきましてインターネット中継・配信が行われますので、会派所属の議員に周知願いたいというふうに思います。

次に、（4）ペーパーレス会議システムの試行運用についてでございます。このことにつきましては、令和5年11月10日の議会運営委員会におきまして、令和5年第4回定例会から試行運用することとしていたところでございます。今般、理事者側との協議により、配付資料「ペーパーレス会議システムの試行運用について（新旧対照表）」のとおり、ペーパーレス会議システムで配付する資料の範囲を拡大することとしたいというふうに思っております。なお、今定例会中は紙との併用でございますが、今後、ペーパーレス化を進めるため、議員各位においては積極的に取組をお願いしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**○中野委員長** それでは、（5）新庁舎9階展望フロア「議場展望」についてでございます。本会議及び特別委員会開会中の9階の展望窓のシャッターの扱いにつきまして、令和5年11月30日の議会運営委員会の時点で判断が保留となっていた会派があったとともに、プラカードなどでアピールしてくる人への対応や撮影への対応についても意見があったところでございます。また、議場

展望やシャッターが設置された経過についても説明したところでございます。まず、意見のあった件については、本会議等を行う際に、撮影等を禁止する旨の立て看板を設置したとともに、随時、議会事務局職員が見回りを行うなどの対応を行っているところでございます。

まずは、判断が保留となっている公明党及び無党派Gの意見をお伺いしたいというふうに思います。

○高花委員（公明党） シャッターは、開けたままでよろしいのではないかという判断をいたしました。

○上野委員（無党派G） 開けたままでよろしいとの結論を出しました。

○中野委員長 それでは、無所属安田議員からも、開けたままの対応でいいというふうにお伺いしておりますので、全会一致というふうになりました。つきましては、シャッターは開けたままという対応をさせていただきたいと思います。なお、プラカードなどでアピールする行為などがあつた場合は、その際に、議長判断で閉めることができるようにしてはどうかというふうに考えておりますが、そのような扱いにさせていただいてもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきたいと思います。

それでは、本日予定をしておりました協議事項は全て終了させていただきました。

次回の議会運営委員会の招集につきましては、2月22日木曜日、午前10時、口頭招集とさせていただきます。

以上で、議会運営委員会を散会させていただきます。

---

散会 午前11時04分